

合併重点支援地域の指定について

1 概 要

(1) 目 的

合併に向けて具体的な取組を行っている地域が特例法の期限まで着実に協議が進むよう、合併重点支援地域の指定を行い重点的に支援する。

(2) 指定基準

基本的に合併の検討段階において以下の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 法定合併協議会を設置していること又は法定合併協議会移行を前提として関係市町村長、議員を構成員とする任意の合併協議会を設置していること。
- (イ) 構成市町村が同一の枠組での合併を前提に協議を開始していること。
- (ウ) 合併の目標期日を定めるなど合併に向けた具体的スケジュールが明確となっていること。
- (エ) 市町村建設計画、行政制度調整など具体的な調整作業を開始していること。

(3) 指定時期等

H 1 3 年 9 月以降、H 1 4 年度までに地域の状況に応じ随時指定。

指定期間は指定した日から H 1 6 年度末（期間内に合併した場合は施行日）まで。

(4) 主な支援内容

政府市町村合併支援本部の「市町村合併支援プラン」の活用

政府市町村合併支援本部が 8 月に取りまとめた合併重点支援地域に対する「市町村合併支援プラン」の積極的な利活用を図る。

県単事業の優先実施等

平成 1 4 年度以降の県単事業の優先実施等について検討する。

重点的広報の実施

シンポジウムの開催やホームページでの特集など重点的な広報を行うことにより、住民の理解増進や具体的な合併議論への住民参加の促進を支援する。

2 平成14年10月31日現在における市町村合併重点支援地域（参考）

地域指定日	指定地域	協議会名
H13.9.18	堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村	北魚沼6か町村合併協議会
H14.1.24	両津市、相川町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村 佐和田町についてはH14.10.31に指定を解除	佐渡市町村合併検討協議会 (H13.6.22～10市町村) 佐渡市町村合併推進協議会 (H14.10.31～9市町村)
H14.4.1	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	北蒲原郡南部郷合併協議会
H14.6.17	新発田市、豊浦町	新発田市・豊浦町合併協議会

3 今後のスケジュール（案）

- (1) 任意協議会開催
平成14年9月から平成15年9月目途
- (2) 法定協議会設置
平成16年1月目途
- (3) 合併施行
平成17年3月までを目途